

大学等連携推進法人の認定制度に関する省令等 の制定について



1. 制度イメージ

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が認定する制度を設ける。
- 併せて、認定を受けた一般社団法人の社員である大学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構



連携推進方針

- 連携の推進を図る意義・目標、連携推進業務に関する事項
- 教学上の特例措置を活用する場合には、その連携の意義・内容や、大学間の役割分担

連携推進業務(例)

教育機能の強化

- 単位互換の促進、連携開設科目の開設※、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置※、共同教育課程(共同学位)での各大学修得単位数の引下げ※等

研究機能の強化

- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理

運営の効率化

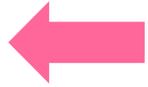
- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び認定を受けた一般社団法人における参加大学間に限定して認めるもの

①申請



②認定

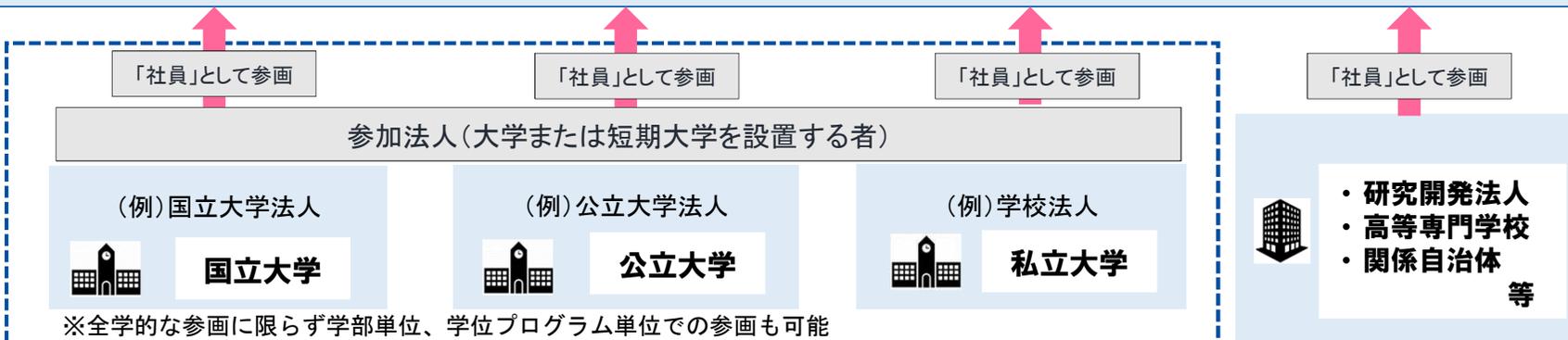


文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の公表を求める

大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること



※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

II. 改正概要

1. 一般社団法人の認定に関する規程(案)

- ▶ 文部科学大臣が認定する一般社団法人（以下、「認定一般社団法人」）の認定基準及び認定に係る必要事項等について**大臣告示を設け規定**する。
- 文部科学大臣の認定基準を設けるに当たっては、当該法人が参加大学の教育研究に密接に携わる業務を行うことを踏まえ、
 - 大学の教育研究活動や学生の活動に支障が生じることのないよう**安定して緊密な連携を行う体制を構築できているか**
 - **公益性が担保されているか** 等の観点から基準を設定することが必要。
- 具体的な基準については以下のとおり。
 - ① 法人組織に関すること
 - **大学等の連携を推進するための業務（以下、「大学等連携推進業務」）の実施を当該法人の主目的とすることが定款に規定**されていること
 - 当該法人の大学等連携推進業務の実施に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
 - 当該法人の大学等連携推進業務の実施に当たり、当該法人の社員、理事、監事、職員その他の当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること 等
 - ② **当該法人の基本的な方針として以下の事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、公表していること**
 - 大学と他の大学その他の関係機関との教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義及び目標
 - 当該法人が行う大学等連携推進業務に関する事項
 - **教学上の特例措置を活用する場合は、参加大学間における教学面での連携の意義及び内容並びに2以上の大学間の役割分担に関する事項** 等
 - ③ 社員に関すること
 - 2以上の大学の設置者が社員であること
 - 大学の設置者である社員の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること 等
 - ④ 役員等に関すること
 - 理事が3名以上、監事が1名以上であり、理事会を置いているものであること
 - 役員のうち、親族関係にある者等が一定以上含まれないものであること 等
 - ⑤ 公益性の担保に関すること
 - 定款に清算をする場合において、国又は地方公共団体、大学を設置する法人に贈与する旨の定めがあること 等
- その他、認定の申請に必要な書類、**各法人の活動状況が外部から確認できるよう事業報告書等の公表と文部科学大臣への提出を義務付け**、法人に変更が生じた場合の届出事由、**改善勧告**、認定の取消し事由等について規定する。

2. 大学設置基準の一部等を改正する省令案

(大学設置基準等の一部改正) ※

- **認定一般社団法人の社員が設置する大学** (専門職大学及び短期大学を含む。以下同じ。) 間及び**複数大学設置法人が設置する大学** 間 (文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。(3.参照)) において、**(1)他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目を当該大学が自ら開設したものとみなすことができる** 特例措置を設けるとともに、**(2)共同教育課程を設ける場合の各大学で修得すべき単位数の引下げ**を規定する。

● (1)連携開設科目に係る規定等の整備

- ① 認定一般社団法人の社員が設置する大学間及び複数大学設置法人が設置する大学間において、他の大学が当該大学と連携して開設する授業科目 (以下、「**連携開設科目**」) を当該大学が自ら開設したものとみなす特例措置を設けること
- ② ①の場合において、大学は、**以下のア及びイの要件を満たさなければならないもの**とすること
 - ア 当該大学が自ら開設したものとみなすことができる**連携開設科目が、大学等連携推進方針** (複数大学設置法人が設置する大学間の場合にあっては文部科学大臣が定めるもの。(3.参照)) **に沿って開設されていること**
 - イ 連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学等は、**当該連携開設科目を開設し、実施するため、当該連携開設科目に関する協議の場 (教学管理体制) を設置** (4.参照) すること
- ③ 大学は、学生が他の大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする
- ④ 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、**連携開設科目の履修により修得したものとみなす単位数の上限は30単位 (学士課程の場合) とすること**
【※他の課程の単位数の上限は別添1】

● (2)共同教育課程の修得すべき単位数の引下げに係る規定等の整備

- ① 共同教育課程の全ての構成大学の設置者が同一である場合及び認定一般社団法人の社員である場合であって、当該設置者又は認定一般社団法人が上記の要件を満たすときは、共同教育課程に係る授業科目の履修により**それぞれの大学で修得すべき単位数について、学士課程で「31単位」及び「32単位」とされているものを「20単位」とするもの**とすること
- ② それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得すべき単位数には、連携開設科目の履修により修得した単位は含まないものとする
【※他の課程の修得単位数の引下げは別添2】

(学校教育法施行規則の一部改正)

- 当該大学以外の大学が開設する授業科目を連携開設科目として当該大学が自ら開設したものとみなす場合には、**当該大学は、連携開設科目に係る以下の事項を公表することを義務付けること**
- ・ **授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画** に関すること
 - ・ **学修の成果に係る評価に当たっての基準** に関すること

3. 複数大学設置法人が設置する大学間で教学上の特例措置を活用する場合の基準等(案)

- 複数大学設置法人が設置する大学間において緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準等を以下のとおり規定する。
 - ア 複数大学設置法人が設置する**大学間の緊密な連携協力体制が確保**されていること
 - イ 緊密な連携協力体制の下で、**大学間の役割分担その他連携開設科目及び共同教育課程の継続的かつ安定的な開設・実施等のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること**
 - ウ イで策定した方針を文部科学大臣に届け出ること

4. 連携開設科目を開設・実施するために連携開設科目に関して協議する事項を定める件(案)

- 連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学等が、**当該連携開設科目を開設し、実施するために、協議の場（教学管理体制）において以下の事項について協議**することを規定する。
 - ア 連携開設科目の**授業の方法及び内容並びに年間の授業計画**に関する事項
 - イ 連携開設科目の**学修の成果に係る評価に当たっての基準**に関する事項
 - ウ **連携開設科目の履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置**に関する事項
 - エ その他連携開設科目の開設・実施に必要な事項

施行期日(予定)

令和2年10月頃 公布・施行 (通知等の発出を行った上で、今年度の認定申請を受付)

< 課程の種別に応じた「連携開設科目」の履修により修得できる単位数 >

課程	卒業要件	単位互換・入学前修得等の 合計単位数の上限	他の大学が主幹大学となり「連携開設」した授業科目による単位数の上限
学士課程 (医歯薬獣以外) ※学士(専門職)を含む。	124単位	60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	30単位を超えない
学士課程 (医歯薬獣)	医歯 188単位 薬 186単位 獣 182単位	60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	30単位を超えない
修士課程 博士課程	30単位	20単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。 ※単位互換15単位・入学前15単位、あわせて20単位。	7単位を超えない
専門職学位 課程	30単位 (法科・教職除く) 法科 93単位 教職 45単位	法科以外：修了要件単位数の2分の1を超えない 法科：30単位を超えない (認定連携法曹基礎課程修了者等については46単位を超えない) ※当該専門職学位課程で修得した単位を除く。	法科以外：修了要件単位数の4分の1を超えない 法科：15単位を超えない
短期大学士 (2年制) ※短期大学士(専門職)を含む。	62単位	30単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	15単位を超えない
短期大学士 (3年制) ※短期大学士(専門職)を含む。	93単位	46単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く。	23単位を超えない

< 課程の種別に応じた、共同実施制度の最低取得単位数の特例 >

	学部 (医学・歯学除く) ※専門職大学含む	学部 (医学・歯学)	大学院 (修士・博士)	専門職大学院 (法科・教職除く)	専門職大学院 (法科・教職)	短期大学 (2年制) ※専門職短期大学含む	短期大学 (3年制) ※専門職短期大学含む
卒業要件 修了要件	1 2 4 単位 1 8 2 単位 (獣医) 1 8 6 単位 (薬学)	1 8 8 単位	3 0 単位	3 0 単位	9 3 単位 (法科) 4 5 単位 (教職)	6 2 単位	9 3 単位
修業年限	4 年間 6 年間 (獣医・薬学)	6 年間	2 年間 (修士) 3 年間 (博士)	2 年間	3 年間 (法科) 2 年間 (教職)	2 年間	3 年間
各大学において 取得すべき 最低取得単位数	3 1 単位	3 2 単位	1 0 単位	1 0 単位	7 単位	1 0 単位	2 0 単位
最低取得単位数 の特例	2 0 単位	2 0 単位	7 単位	7 単位	既に大幅に緩和 されていること から現状維持	7 単位	1 5 単位

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び大学等連携推進法人の認定に関する規程案に関するパブリックコメント（意見公募手続き）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和2年8月15日（土）～令和2年9月13日（日）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：11件

3. 主な意見の概要

- 国公立の枠を超えた新たな法人認定制度は、組織中心の大学からプログラム中心の大学への移行を推進する制度であり、また従来の量的平等性の価値形成から質的多様性の価値形成へのパラダイム転換であり、「高等教育のグランドデザイン」答申を最も具現化した制度と考える。教育プログラム中心の大学において重要な点は質保証であり、教育の質保証のための体制づくりをはじめ明確かつ具体的な実施計画等を十分に吟味して行われることを期待する。
- 連携開設科目の制度化により、大学間の人的・物的資源が有効に活用されることで、教育内容の充実、学生の履修選択の幅の拡大、新たな学生交流の機会の増加、教員の研究時間の確保等が図られるものと期待する。
- 同一設置者が設置する大学間において連携開設科目を実施するに当たっての、当該同一設置者に求められる「緊密な連携協力体制」の確保や「連携して実施する業務に関する方針」の策定に係る具体例や、主幹大学の取扱い等に係る留意点等を内容とする指針を示していただきたい。
- 規程案で、大学等連携推進認定の基準において、「当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の当該法人の関係者に特別の利益を与えないものである」としているが、社員となる大学に与えてはいけない「特別の利益」の具体的内容を示していただきたい。
- 認定法人が、大学における教育研究の充実のために、社員である大学と委託契約を締結することは、法人の社員と大学長の間で利益相反の問題を惹起するように思われるが、会計上、契約上の問題はないのか。
- 認定の取消しを法人が受けたとき、現にこの認定により連携開設科目を履修している学生が受ける不利益に対する措置について検討いただきたい。

○文部科学省告示第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条並びに大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第二号の規定に基づき、大学間の教育研究活動等に関する連携の推進を目的とする一般社団法人の認定に関する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学間の教育研究活動等に関する連携の推進を目的とする一般社団法人の認定に関する規程
（趣旨）

第一条 学校教育法第四百四十二条並びに大学設置基準第十九条の二第一項第二号（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短

期大学設置基準第八條の二第一項第二号の規定に基づく大学間の連携の推進を目的とする一般社団法人の認定等に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(大学等連携推進認定)

第二條 二以上の設置者（大学の設置者をいう。以下この条及び第三條第五号及び第三條第六号において同じ。）を社員とし、かつ、当該二以上の設置者のうちの設置者が設置する大学と当該二以上の設置者のうち他の設置者が設置する大学との教育研究活動等に関する連携を推進するための方針（以下「大学等連携推進方針」という。）を定め、大学等連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 前項に規定する一般社団法人の社員には、設置者以外の者を含めることができる。

3 第一項の「大学等連携推進業務」とは、同項に規定する一般社団法人が行う業務のうち、次に掲げる業務その他の大学間の教育研究活動等に関する連携の推進に資する業務をいう。

一 次に掲げる事項に関する事務の管理を行うこと。

イ 大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む）

）、専門職大学設置基準第十一條の二第一項、専門職大学院設置基準第六條の三第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八條の二第一項に規定する連携開設科目（以下単に「連携開設科目」という。）に関する事項

ロ 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同教育課程（以下単に「共同教育課程」という。）に関する事項

ハ 大学設置基準第二十五条の三若しくは第四十二条の三、専門職大学設置基準第二十条若しくは第五十八条、大学院設置基準第十四条の三若しくは第四十三条、専門職大学院設置基準第十条、短期大学設置基準第十一条の三若しくは第三十五条の三又は専門職短期大学設置基準第十七条若しくは第五十五条に規定する研修に関する事項

二 当該一般社団法人の社員である設置者（以下「参加法人」という。）が設置する大学が当該大学以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究のあつせんを行うこと。

（大学等連携推進認定の基準）

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の認定（以下「大学等連携推進認定」という。）の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について大学等連携推進認定をすることができる。

一 第二条第三項に規定する大学等連携推進業務（以下単に「大学等連携推進業務」という。）を行うことを主たる目的とし、その旨を定款で定めているものであること。

二 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 大学等連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の次に掲げる関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

イ 当該一般社団法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）又は使用人

ロ 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者

ハ イ及びロに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

ニ イ、ロ及びハに掲げる者と婚姻の提出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ホ ハ及びニに掲げる者のほか、イ又はニに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

四 大学等連携推進業務以外の業務を行う場合には、大学等連携推進業務以外の業務を行うことによつて大学等連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 次に掲げる事項を記載した大学等連携推進方針を策定し、公表しているものであること。

イ 参加法人のうち一の設置者が設置する大学と他の参加法人が設置する大学との教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義及び目標に関する事項

- ロ 当該一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項
- ハ 参加法人が設置する二以上の大学において、連携開設科目を開設及び実施する場合又は共同教育課程を編成及び実施する場合にあつては、第二条第三項第一号イ又はロに掲げる業務の意義及び内容並びに当該二以上の大学間の役割分担に関する事項
- ニ イに掲げる目標の達成に向けて参加法人が設置する大学において実施する取組に関する事項
- ホ 第二条第二項に規定する場合にあつては、イに掲げる目標の達成に向けて参加法人以外の当該一般社団法人の社員が実施する取組に関する事項
- 六 二以上の設置者を社員とするものであること。
- 七 社員の資格の得喪に関して、第一号の定款で定める目的（この号及び次号において「大学等連携推進目的」という。）に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 八 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 社員の議決権に関して、大学等連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。

九 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

十 役員について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置くものであること。

ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と次に掲げる特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。

(1) 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(3) (1)及び(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

十一 代表理事を一人置いているものであること。

十二 理事会を置いているものであること。

十三 次のいずれにも該当しないものであること。

イ 当該一般社団法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

(1) 大学等連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「認定法人」という。）が第十条第二項の規定により大学等連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年内に当該認定法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

(2) 学校教育法その他の教育又は研究に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ハにおいて「暴力団員等」という。）

ロ 第十条第二項の規定により大学等連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（大学等連携推進認定の申請）

第四条 大学等連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、申請書に大学等連携推進方針及び次

に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

一 定款

二 登記事項証明書

三 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類

四 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

五 事業計画書及び収支予算書

六 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする貸借対照表

七 その他前条各号に掲げる基準に適合することを証する書類

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該一般社団法人の名称及び代表理事の氏名

二 当該一般社団法人の主たる事務所の所在地

(大学等連携推進認定等の公示)

第五条 文部科学大臣は、大学等連携推進認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。次条第一項の規定による変更の届出があったとき、第十条の規定により大学等連携推進認定を取り消した時も同様とする。

(届出)

第六条 認定法人は、次に掲げる事項について、変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 名称及び代表理事の氏名の変更

二 主たる事務所の所在地の変更

三 大学等連携推進方針の変更

四 社員及び参加法人が設置する大学の変更

五 第三条第一号の規定により定款に記載することとされている事項に係る変更

2 認定法人は、解散する場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(事業報告書等)

第七条 認定法人は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、これを五年間公表しなければならない。

一 当該事業年度の事業報告書

二 当該事業年度の賃借対照表及び損益計算書並びに財産目録

三 当該事業年度の監事の監査報告書

2 認定法人は、定款、社員の氏名又は名称が記載された名簿及び役員の名簿が記載された名簿を公表しなければならない。

（報告の徴収等）

第八条 文部科学大臣は、認定法人の業務に関し必要があると認めるときは、当該認定法人に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

（改善勧告）

第九条 文部科学大臣は、認定法人が第三条各号（第三条十五号口を除く。）の基準に適合しないと認められるに至ったときは、当該認定法人に対し、期限を定めて、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（認定の取消し）

第十条 文部科学大臣は、認定法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その大学等連携推進認定を取り消さなければならない。

一 解散したとき。

二 文部科学大臣に大学等連携推進認定の取消しの申請をしたとき。

2 文部科学大臣は、認定法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その大学等連携推進認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により大学等連携推進認定を受けたとき。

二 前条の勧告によってもなお認定法人が第三条各号（第三条十五号口を除く。）の基準に適合し

ないとき。

三 第八条の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 前各号のほか、教育又は研究に関する法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下第十九条の二第一項第二号かつこ書を除き同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>（連携開設科目）</p> <p>第十九条の二 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下この条及び第二十八条の二において「他大学」という。）が当該大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十八条の二において「連携開設科目」という。）を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該大学の設置者が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学（当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。）</p> <p>二 当該大学の設置者が一の社員である一般社団法人（二以上の大学の設置者を社員とし、それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限る。第四十五条第三項において「認定一般社団法人」という。）の他の社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>（教育課程の編成方針）</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p>

2 前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。

一 第一項第一号に該当する他大学が開設するもの 当該大学と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、当該大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

二 第一項第二号に該当する他大学が開設するもの 当該大学と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、当該大学及び当該他大学の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 「略」

2 「略」

(連携開設科目に係る単位の認定)

第二十八条の二 大学は、学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十九条 「略」

2 前項により与えることができる単位数は、第二十八条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 「略」

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十九条 「同上」

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 「同上」

2
〔略〕

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位〔第二十八条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。〕以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（卒業の要件）

第三十二条 〔略〕

2 5 〔略〕

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十八条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 〔略〕

2 〔略〕

3 全ての構成大学の設置者が同一であり、かつ、当該構成大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合における前二項の規定の適用については、これらの項中「三十一単位」及び「三十二単位」とあるのは「二十単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

2
〔同上〕

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（卒業の要件）

第三十二条 〔同上〕

2 5 〔同上〕

〔項を加える。〕

（共同学科に係る卒業の要件）

第四十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔項を加える。〕

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

<p>(国際連携学科に係る卒業の要件) 第五十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条の二、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(国際連携学科に係る卒業の要件) 第五十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職大学設置基準の一部改正)

第二条 専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教育課程連携協議会)</p> <p style="text-align: center;">第十一条 「略」</p> <p>2・3 「略」</p> <p style="text-align: center;">(連携開設科目)</p> <p>第十一条の二 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学（短期大学を含む。以下この条及び第二十四条の二において「他大学」という。）が当該専門職大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十四条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該専門職大学の設置者が設置する他の大学（短期大学を含み、当該大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。）</p> <p>二 当該専門職大学の設置者が一の社員である一般社団法人（二以上の大学（短期大学を含む。以下この号において同じ。）の設置者を社員とし、それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限る。第六十一条第二項において「認定一般社団法人」という。）の他の社員が設置する大学</p> <p>2 前項の規定により当該専門職大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p> <p>一 第一項第一号に該当する他大学が開設するもの 当該専門職大学と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、当該専門職大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針</p> <p>二 第一項第二号に該当する他大学が開設するもの 当該専門職大学</p>	<p style="text-align: center;">(教育課程連携協議会)</p> <p style="text-align: center;">第十一条 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、当該専門職大学及び当該他大学の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十四条 「略」

(連携開設科目に係る単位の認定)

第二十四条の二 専門職大学は、学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十五条 「略」

2 前項により与えることができる単位数は、第二十四条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 「略」

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位(第二十四条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十四条 「同上」

「条を加える。」

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十五条 「同上」

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十六条 「同上」

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位(第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

えないものとする。

(卒業の要件)

第二十九条 「略」

2 「略」

3 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十四条の二の規定により修得したものとみなすものとする。単位数は三十単位を超えないものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

第六十一条 「略」

2 全ての構成専門職大学の設置者が同一であり、かつ、当該構成専門職大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合における前項の規定の適用については、同項中「三十一単位」とあるのは「二十単位」とする。

3 前二項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の二、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第七十条 「略」

2 前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十四条の二、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したも

(卒業の要件)

第二十九条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

(共同学科に係る卒業の要件)

第六十一条 「同上」

「項を加える。」

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第七十条 「同上」

2 前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際

のとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条の二、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす

(大学設置基準の準用)

第十五条 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(修士課程の修了要件)

第十六条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十八条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

(博士課程の修了要件)

第十七条 「略」

2・3 「略」

4 第一項(第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十五条において準用する大学設置基準第二十八条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 「略」

2 「略」

3 全ての構成大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、当該構成大学院間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成大学院を置く大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合における前項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

4 前三項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条において準用する同令第二十八条の二若しくは第三十条第一項又は前条の規定により修得したものと

(修士課程の修了要件)

第十六条 「同上」

「項を加える。」

(博士課程の修了要件)

第十七条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十三条 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

3 前二項の規定によりそれぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条において準用する同令第三十条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又は

<p>みなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>(国際連携専攻に係る修了要件)</p> <p>第三十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条において準用する同令第二十八条の二若しくは第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>みなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>(国際連携専攻に係る修了要件)</p> <p>第三十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条において準用する同令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十五条において準用する同令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第四条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p style="text-align: center;">(教育課程連携協議会) 第六条の二 「略」 2・3 「略」</p> <p style="text-align: center;">(連携開設科目)</p> <p>第六条の三 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があるとして認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学院（以下この条及び第十三条の二において「他大学院」という。）が当該専門職大学院と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十三条の二において「連携開設科目」という。）を、当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる。</p> <p>一 当該専門職大学院を置く大学の設置者が設置する他の大学に置かれている大学院（当該専門職大学院との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。）</p> <p>二 当該専門職大学院を置く大学の設置者が一の社員である一般社団法人（二以上の大学の設置者を社員とし、それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであって、当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限り、第三十四条第二項において「認定一般社団法人」という。）の他の社員が設置する大学に置かれている大学院</p> <p>前項の規定により当該専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿って開設されなければならない。</p> <p>一 第一項第一号に該当する他大学院が開設するもの 当該専門職大学院と当該他大学院との緊密な連携が確保されるよう、当該専門職大学院を置く大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針</p>	<p style="text-align: center;">(教育課程連携協議会) 第六条の二 「同上」 2・3 「同上」</p> <p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

二 第一項第二号に該当する他大学院が開設するもの、当該専門職大学院と当該他大学院との緊密な連携が確保されるよう、当該専門職大学院及び当該他大学院を置く大学の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他大学院は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(授業の方法等)

第八条 「略」

2 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第十三条 「略」

2 「略」

(連携開設科目に係る単位の認定)

第十三条の二 専門職大学院は、学生が他大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のもの

(授業の方法等)

第八条 「同上」

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第十三条 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

のについては、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第十五条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき九十三単位のうち、第十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、十五単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り十五単位を超えてみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第十五条 「同上」

「項を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 「同上」

「項を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第二十八条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第二十九条 「略」

2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第十三条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位数以上の単位数の四分の一を超えないものとする。

3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、第一項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 「略」

2 全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が同一であり、かつ、当該構成専門職大学院間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成専門職大学院を置く大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合における前項の規定の適用については、同項中「十単位」とあるのは「七単位」とする。

3 前二項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条の二、第

第二十八条 「同上」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第二項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位数以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第二十九条 「同上」

「項を加える。」

2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

（共同教育課程に係る修了要件）

第三十四条 「同上」

「項を加える。」

2 前項の規定によりそれぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は

十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

4 略

5 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第十三条の二、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第十三条の二、第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 「同上」

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の二、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 「同上」

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条の二、第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この

前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

4 略

5 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第二十五条第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十八条第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前条の規定により修得したものとみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第三十九条 「同上」

2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

3 「同上」

4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

限りでない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(短期大学設置基準の一部改正)

第五条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(教育課程の編成方針)

第五条 「略」

2 「略」

(連携開設科目)

第五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下この条及び第十四条の二において「他大学」という。）が当該短期大学と連携して開設する授業科目（次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第十四条の二において「連携開設科目」という。）を、当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。

一 当該短期大学の設置者が設置する他の大学（短期大学及び専門職短期大学を含む、当該短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。）

二 当該短期大学の設置者が一の社員である一般社団法人（二以上の大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）の設置者を社員とし、それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限り。第三十八条第四項において「認定一般社団法人」という。）の他の社員が設置する大学

前項の規定により当該短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 第一項第一号に該当する他大学が開設するもの 当該短期大学と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、当該短期大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

二 第一項第二号に該当する他大学が開設するもの 当該短期大学と

(教育課程の編成方針)

第五条 「同上」

2 「同上」

「条を加える。」

当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、これらの大学の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(他の大学における授業科目の履修等)

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第十四条の二 短期大学は、学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修に
より修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

「条を加える。」

(短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第十五条 「略」

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位(第十四条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位)を超えないものとする。

第十五条 「同上」

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位)を超えないものとする。

<p>(卒業の要件) 第十八条 「略」 2・3 「略」</p>	<p>(卒業の要件) 第十八条 「同上」 2・3 「同上」</p>
<p>4 「第一項若しくは第二項又は第三十五条の十第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十四条の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位(次条の規定により卒業の要件として六十二単位以上修得することとする短期大学にあつては十五単位)を超えないものとする。」</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>(教授の資格) 第二十三条 「略」 一〜四 「略」 五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六・七 「略」</p>	<p>(教授の資格) 第二十三条 「同上」 一〜四 「同上」 五 大学(短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六・七 「同上」</p>
<p>(実務の経験等を有する専任教員) 第三十五条の十一 「略」 2 「略」 一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 二・三 「略」</p>	<p>(実務の経験等を有する専任教員) 第三十五条の十一 「同上」 2 「同上」 一 大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 二・三 「同上」</p>
<p>3 「略」 (共同学科に係る卒業の要件) 第三十八条 「略」 2・3 「略」</p>	<p>3 「同上」 (共同学科に係る卒業の要件) 第三十八条 「同上」 2・3 「同上」</p>

<p>4 全ての構成短期大学の設置者が同一であり、かつ、当該構成短期大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成短期大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合における前三項の規定の適用については、これらの項中「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。</p> <p>5 前四項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>（国際連携学科に係る卒業の要件） 第四十七条 「略」</p> <p>2・3 「略」</p> <p>4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の二、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>「項を加える。」</p> <p>4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>（国際連携学科に係る卒業の要件） 第四十七条 「同上」</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専門職短期大学設置基準の一部改正)

第六条 専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(教育課程連携協議会) 第八条 「略」 2・3 「略」</p>	<p>(教育課程連携協議会) 第八条 「同上」 2・3 「同上」</p>
<p>(連携開設科目) 第八条の二 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する他の大学(短期大学を含む。以下この条及び第二十一条の二において「他大学」という。)が当該専門職短期大学と連携して開設する授業科目(次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十一条の二において「連携開設科目」という。)を、当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる。</p>	<p>「条を加える。」</p>
<p>一 当該専門職短期大学の設置者が設置する他の大学(短期大学を含み、当該専門職短期大学との緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合しているものに限る。)</p> <p>二 当該専門職短期大学の設置者が一の社員である一般社団法人(二以上の大学(短期大学を含む。以下同じ。)の設置者を社員とし、それらが設置する大学間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学間の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が認定したものに限り。第五十八条第四項において「認定一般社団法人」という。)の他の社員が設置する大学</p>	
<p>2 前項の規定により当該専門職短期大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。</p>	
<p>一 第一項第一号に該当する他大学が開設するもの 当該専門職短期大学と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、当該専門職短期大学の設置者が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針</p> <p>二 第一項第二号に該当する他大学が開設するもの 当該専門職短期</p>	

大学と当該他大学との緊密な連携が確保されるよう、これらの大学の設置者が社員である認定一般社団法人が文部科学大臣が定めるところにより策定する方針

3 第一項の規定により連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他大学は、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため、当該連携開設科目に関する文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

(他の大学における授業科目の履修等)

第二十一条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学(以下「第二十七条の専門職短期大学」という。))にあつては、三十単位)を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第二十一条の二 専門職短期大学は、学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第二十二条 [略]

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第二十一条 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学(短期大学を除く。以下同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては四十六単位(第二十七条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする専門職短期大学(以下「第二十七条の専門職短期大学」という。))にあつては、三十単位)を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

「条を加える。」

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第二十一条 [同上]

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては第二十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあっては、三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「略」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位(第二十一條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第二十一條第一項及び前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあっては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては五十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあっては、四十五単位)を超えないものとする。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあっては、三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十三條 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第二十五條第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。)を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 「同上」

4 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、第二十一條第一項及び前条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては三十単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては四十六単位(第二十七條の専門職短期大学にあっては、三十単位)を超えないものとする。この場合において、第二十一條第二項において準用する同条第一項により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては四十五単位を、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては五十三単位(第二十七條の専門職短期大学にあっては、四十五単位)を超えないものとする。

(卒業の要件)

第二十六条 「略」

2・3 「略」

4 第一項又は第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十一条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が二年の専門職短期大学にあつては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては二十三単位(次条の専門職短期大学にあつては十五単位)を超えないものとする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第三十三条 「略」

2 「略」

一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

二・三 「略」

3 「略」

(教授の資格)

第三十五条 「略」

一〜四 「略」

五 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六・七 「略」

(准教授の資格)

第三十六条 「略」

一 「略」

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

(卒業の要件)

第二十六条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

(実務の経験等を有する専任教員)

第三十三条 「同上」

2 「同上」

一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

二・三 「同上」

3 「同上」

(教授の資格)

第三十五条 「同上」

一〜四 「同上」

五 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六・七 「同上」

(准教授の資格)

第三十六条 「同上」

一 「同上」

二 大学、短期大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三・四 「略」

(共同学科に係る卒業の要件)

第五十八条 「略」

2・3 「略」

4 全ての構成専門職短期大学の設置者が同一であり、かつ、当該構成専門職短期大学の緊密な連携が確保されているものとして文部科学大臣が定める基準に適合している場合又は全ての構成専門職短期大学の設置者が一の認定一般社団法人の社員である場合における前三項の規定の適用については、これらの項中「十単位」とあるのは「七単位」、「二十単位」とあるのは「十五単位」とする。

5 前四項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二、第二十三条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 「略」

2・3 「略」

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれ¹の連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

三・四 「同上」

(共同学科に係る卒業の要件)

第五十八条 「同上」

2・3 「同上」

「項を加える。」

4 前三項の規定によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の二、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第六十七条 「同上」

2・3 「同上」

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれ¹の連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十一条第一項、第二十三条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第七条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第七十二条の二 「略」</p> <p>一〇四 「略」</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定（次号において「大学設置基準第十九条の二第一項等の規定」という。）により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目に係るものを含む。）に関すること</p> <p>七〇九 「略」</p> <p>二〇五 「略」</p>	<p>第七十二条の二 「同上」</p> <p>一〇四 「同上」</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>七〇九 「同上」</p> <p>二〇五 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第一項第一号（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大学設置基準第四十五条第三項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、大学設置基準第十九条の二第一項第一号及び第四十五条第三項の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該大学の設置者に当該大学と当該大学の設置者が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学との間の緊密な連携協力体制が確保されていること。

二 当該大学の設置者において、前号の体制の下、当該大学と当該大学の設置者が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学との役割分担その他連携開設科目の継続的かつ安定的な開設及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。

2 当該大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

第二条 大学設置基準第四十五条第三項の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該構成大学の設置者に当該構成大学間の緊密な連携協力体制が確保されていること。

二 当該構成大学の設置者において、前号の体制の下、当該構成大学の役割分担その他共同教育課程の継続的かつ安定的な編成及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。

2 当該構成大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第一項第一号及び第三十八条第四項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、短期大学設置基準第五条の二第一項第一号及び第三十八条第四項の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

第一条 短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該短期大学の設置者に当該短期大学と当該短期大学の設置者が設置する他の大学との間の緊密な連携協力体制が確保されていること。

二 当該短期大学の設置者において、前号の体制の下、当該短期大学と当該短期大学の設置者が設置する他の大学との役割分担その他連携開設科目の継続的かつ安定的な開設及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。

2 当該短期大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した場合にあっては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

第二条 短期大学設置基準第三十八条第四項の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該構成短期大学の設置者に当該構成短期大学間の緊密な連携協力体制が確保されていること。
- 二 当該構成短期大学の設置者において、前号の体制の下、当該構成短期大学の役割分担その他共同教育課程の継続的かつ安定的な編成及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。

2 当該構成短期大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した場合にあつては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十三条第三項の規定に基づき、及び同令を実施するため、大学院設置基準第三十三条第三項の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

- 1 大学院設置基準第三十三条第三項の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 当該構成大学院を置く大学の設置者に当該構成大学院間の緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - 二 当該構成大学院を置く大学の設置者において、前号の体制の下、当該構成大学院の役割分担その他共同教育課程の継続的かつ安定的な編成及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。
- 2 当該構成大学院を置く大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した場合にあつては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第一項第一号及び第三十四条第二項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号及び第三十四条第二項の文部科学大臣が定める基準等を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

第一条 専門職大学院設置基準第六条の三第一項第一号の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該専門職大学院を置く大学の設置者に当該専門職大学院と当該専門職大学院を置く大学の設置者が設置する他の大学に置かれている大学院との間の緊密な連携協力体制が確保されていること。

二 当該専門職大学院を置く大学の設置者において、前号の体制の下、当該専門職大学院と当該専門職大学院を置く大学の設置者が設置する他の大学に置かれている大学院との役割分担その他連携開設科目の継続的かつ安定的な開設及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。

2 当該専門職大学院を置く大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した

場合にあつては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

第二条 専門職大学院設置基準第三十四条第二項の文部科学大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 当該構成専門職大学院を置く大学の設置者に当該構成専門職大学院間の緊密な連携協力体制が確保されていること。

二 当該構成専門職大学院を置く大学の設置者において、前号の体制の下、当該構成専門職大学院の役割分担その他共同教育課程の継続的かつ安定的な編成及び実施のために必要な事項を記載した基本方針を策定し、公表していること。

2 当該構成専門職大学院を置く大学の設置者は、その策定した前項第二号の方針（当該方針を変更した場合にあつては、変更後の方針を含む。）を文部科学大臣に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一条の二第一項第一号及び第三項並びに第六十一条第二項並びに専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条の二第一項第一号及び第三項並びに第五十八条第四項の規定に基づき、平成二十九年文部科学省告示第九号（専門職大学に關し必要な事項を定める件）及び平成二十九年文部科学省告示第一百十号（専門職短期大学に關し必要な事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

平成二十九年文部科学省告示第九号（専門職大学に關し必要な事項を定める件）及び平成二十九年文部科学省告示第一百十号（専門職短期大学に關し必要な事項を定める件）の一部を改正する告示

（平成二十九年文部科学省告示第九号の一部改正）

第一条 平成二十九年文部科学省告示第九号（専門職大学に關し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条として次の二条を加える。

第一条 専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号及び第六十一条第二項の文部科学大臣が定める基準等については、令和二年文部科学省告示第 号（大学設置基準第十九条の二第一項第一号及び第四十五条第三項の文部科学大臣が定める基準等）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第十九条の二第一項第一号」とあるのは「専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号」と、「当該大学」とあるのは「当該専門職大学」と、「大学設置基準第四十五条第三項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十一条第二項」と、「当該構成大学」とあるのは「当該構成専門職大学」と読み替えるものとする。

第二条 専門職大学設置基準第十一条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和二年文部科学省告示第 号（連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項について定める件）の規定を準用する。

（平成二十九年文部科学省告示第百十号の一部改正）

第二条 平成二十九年文部科学省告示第百十号（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第一条から第八条までを二条ずつ繰り下げ、第一条及び第二条としての次の二条を加える。

第一条 専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第一号及び第五十八条第四項の文部科学大臣が定める基準等については、令和二年文部科学省告示第 号（短期大学設置基準第五条の二第一項第一号及び第三十八条第四項の文部科学大臣が定める基準等）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第五条の二第一項第一号」とあるのは「専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第一号」と、「当該短期大学」とあるのは「当該専門職短期大学」と、「短期大学設置基準第三十八条第四項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第五十八条第四項」と、「当該構成短期大学」とあるのは「当該構成専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第二条 専門職短期大学設置基準第八条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和二年文部科学省告示第 号（連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項について定める件）の規定を準用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十九条の二第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項について次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学設置基準第十九条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項について次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

短期大学設置基準第五条の二第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす短期大学及び当該連携開設科目を開設する他大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第六条の三第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他大学院が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項について次のように定める。

令和二年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

専門職大学院設置基準第六条の三第三項の規定に基づき、連携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学院及び当該連携開設科目を開設する他大学院が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために、当該連携開設科目に関して協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画に関する事項
- 二 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する事項
- 三 履修に係る学生の移動等の負担の軽減を図るための措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該連携開設科目を開設し、及び実施するために必要な事項

附 則

この告示は、公布の日から施行する。